

平成 22 年度予算編成方針（抜粋）

平成 21 年 10 月 8 日

1．国の財政、経済

日本経済は、平成 20 年秋以降、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境の下で、急速な景気の悪化へと転じた。そして、平成 21 年の春以降、景気の後退悪化のテンポが穏やかになったといわれているが、経済活動の水準はなお極めて低く、雇用調整圧力は依然強い。また、米欧を中心とした金融危機は小康状態にあるものの、終息に向かったと断定できる状況にはない。

平成 21 年 9 月の月例経済報告によると、「景気は、失業率が過去最高水準となるなど厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる」との基調判断である。だが、その先行きは、雇用情勢の一層の悪化が懸念されることや、世界的な金融危機の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとしており、日本経済回復の行方は当面不透明な状態が続くものと見込まれる。

こうした中で、平成 21 年 9 月に発足した新政権では、前政権時に緊急経済対策として盛り込んだ第 1 次補正予算の見直しと平行して、平成 22 年度の予算編成方針を策定し、前政権が定めた概算要求基準の撤廃や事業の予算組み換え等により、マニフェストに掲げられた主要な事項の実現を目指している。

なお、新型インフルエンザの感染が広がっており、その流行の規模にもよるが、今後、社会・経済への影響が拡大することも想定される。

2．地方財政

現下の地方財政は、地方税収入が減少するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、引き続き大幅な財源不足が生じるといふ深刻な事態に直面している。また、借入金総額も平成 21 年度末で 197 兆円に達する見込みとなっており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にある。

このような状況ではあるが、地方自治体は、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全性の確保に留意しつつ、活力ある地方を創るための施策を推進することが求められている。

こうした中で、平成 22 年度の千葉県財政は、税制改正によりガソリン税などの暫定税率が廃止された場合、税収は 210 億円程度の減収が見込まれるなど、極めて厳しい状況が見込まれている。

3 本市の財政状況

平成 20 年度の決算では、法人市民税や配当割交付金などの税交付金の減収があったものの、個人市民税や固定資産税の伸びにより普通会計ベースの実質収支額は、約 17 億 2,000 万円と黒字決算となった。財政調整基金は、浦安市川市民病院の再整備などの事業実施のため、約 39 億円の取崩しを行ったことにより、その残高は前年度比で約 31 億余の減額となったものの、平成 20 年度末現在では、約 130 億円余の残高を保有している。

平成 21 年度の市税収入は、9 月末現在、収入ベースで前年同時期より微増の状況にあるが、長引く景気低迷の影響から、1 年を通して伸びを期待することは難しい状況が見込まれる。さらに、平成 22 年度においては、平成 21 年度の市税収入額を確保することは困難な状況となっている。

一方、平成 22 年度の歳出では、現行制度による各行政サービスの提供に加え、第 2 期基本計画（第 1 次実施計画）の 3 年目の年として、新たに取り組む実施計画事業をはじめ、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの拡大に対応するための事業推進も必要となっている。

こうしたことから、市財政を取り巻く環境は、決して楽観できる状況にあるとはいえず、引き続き都市経営の視点に立って、財政調整基金の活用と、行財政改革の推進と相まった効率的な財政運営が強く求められている。

4 平成 22 年度予算編成の基本方針

平成 22 年度は、第 1 次実施計画事業の 3 年目の年として、当該事業を円滑かつ着実に推進する重要な年である。また、地方自治体のトップランナーとしての自負と自覚の下で、課せられた使命を果たさなければならない。

そのため、予算編成にあたっては、第 1 次実施計画及び第 3 次行政改革推進計画の検討状況等を踏まえ、重点施策を中心とする事業への効果的な財源配分や、効率的な事業構築を進め、限られた財源の中で最大限の効果を上げることが基本とし、各部局長の強いリーダーシップの下、次の基本的な考え方に基づき予算編成を行うこととする。

また、職員にあっては、一人ひとりが時代の変化を敏感に感じ取り、全ての事務事業についての評価・検証を行うとともに、真に市民が求めているものは何かということのを的確に捉え、事務事業の優先化にも取り組むこととする。

(1) 基本的な考え方

第 2 期基本計画における各施策の目標達成のため、最大限の取組みを行うこと。

都市経営の視点に立って、また、第 3 次行政改革推進計画の検討状況や事務事業評価などを踏まえて、既存事業を抜本的に見直すこと。

特に、実施主体が行政でなければならないのかどうか、公的関与の必要性や費用対効果などについて、事業の存廃を含めた見直しを行うこと。

限られた財源で最大限の効果を生み出すため、行政だけでなく、市民、NPO、企業、大学などといった地域の多様な“ちから”を結集して、様々な課題の解決に取り組むこと。

歳入・歳出の両面から、効率的で効果的な予算要求に取り組むこと。また、経常的経費（義務的経費を除く。）については、その節減に努め、前年度予算額以下を基本に予算編成を行うこと。

政権交代により、国は予算の根本的な見直しを行いながら、年内の予算編成を目指しているが、その進捗状況によっては、市の事務事業に影響を及ぼすことが予想されることから、常に、国の予算編成や政策の動向に注視し、予算編成に取り組むこと。